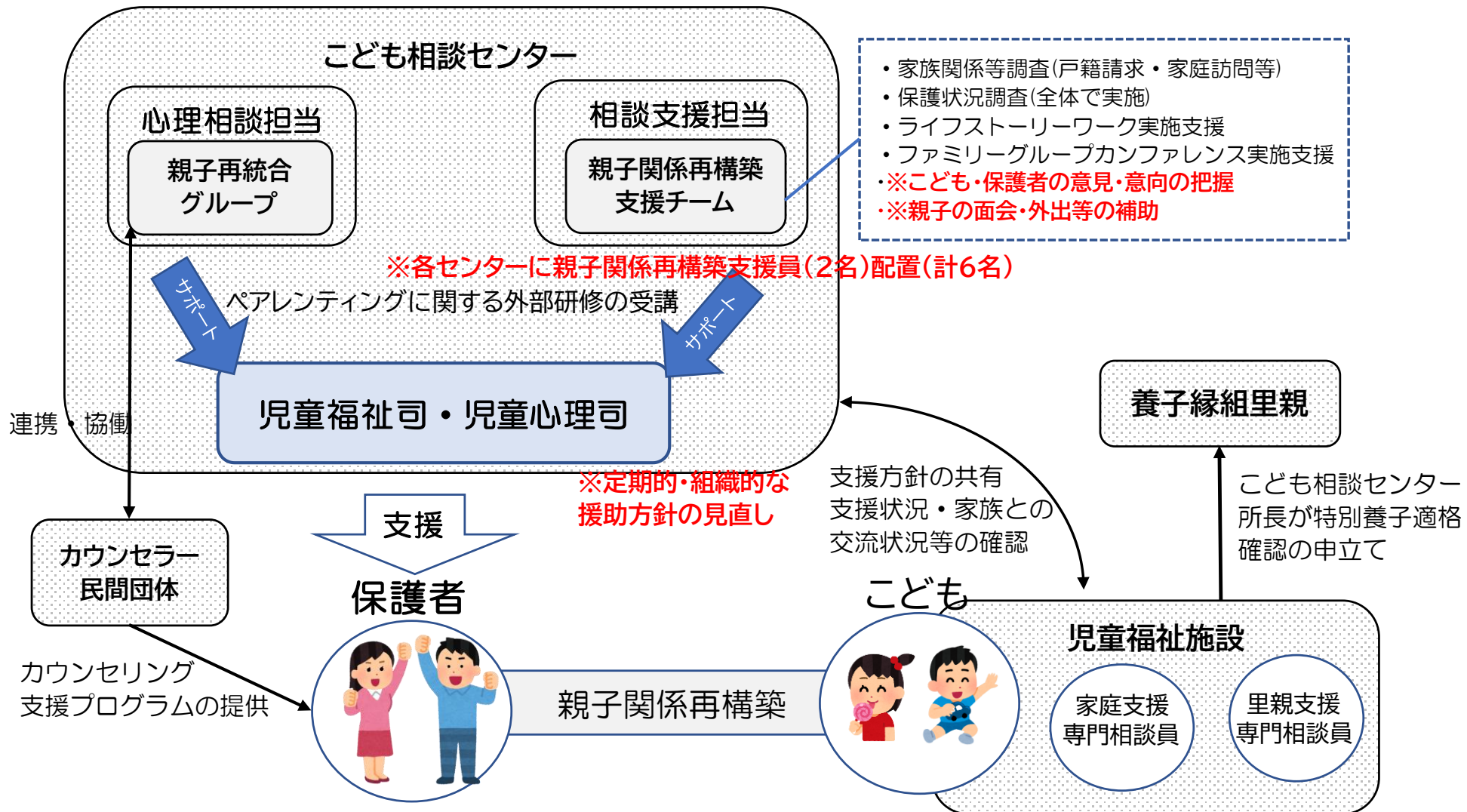


- ① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組
- ② 親子関係再構築に向けた取組



第7章 代替養育されているこどものパーマネンシー保障に向けた取組

③特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

【現行計画における目標・令和6年度末見込み】

	目標	R6末見込み
特別養子縁組に関する研修について里親支援児童福祉司の受講率	100%	100%
民間あっせん機関の第三者評価受審率	100%	100%

特別養子縁組成立件数		R2	R3	R4	R5	R6
こども相談センター (A)	目標	16	17	18	19	20
	実績	11	15	16	18	20(見込)
民間養子縁組あっせん機関 (B)		—	—	0	0	6(見込)

* 「(公社)家庭養護促進協会」を通じた成立件数は(A)に含まれる
 * R4.11に認可した「(一社)まもりごと」を通じた成立件数は(B)で計上

【直近の取組結果】

- ・里親支援専門相談員と連携して、特別養子縁組の検討が必要なこどもを早期に把握
- ・養子縁組里親への直接のマッチングの実施
- ・特別養子適格の確認の申立は全件こども相談センター所長が実施
- ・出自を知る権利を保障するため児童記録は永年保存
- ・特別養子成立後の親子を対象とした交流イベントの実施
- ・養子縁組民間あっせん機関等職員研修に里親支援児童福祉司が参加
- ・民間あっせん機関に対して第三者評価の受審(3年に1度受審が必要)を勧奨し、1法人は受審済み、もう1法人は令和7年度受審予定

【計画期間における整備・取組方針】

- ・ケースマネジメントの徹底及び乳児院・児童養護施設との連携により、特別養子縁組の検討が必要なこどもの把握に努め、将来にわたって家庭復帰が難しいこどもについては、こども相談センター所長が特別養子適格の確認の審判の申立てを行う。
- ・特別養子縁組をすすめる方針になっているこどもにマッチングが可能な養子縁組里親が本市に登録されている場合、こども相談センターと里親支援センターが連携して直接あっせんし、すみやかな特別養子縁組成立をめざす。
- ・民間あっせん機関については、研修及び第三者評価の受審勧奨を行い、財政措置を行う。